

「独立行政法人平和祈念事業の役員に対する報酬等の支給基準」の変更について

平成 22 年 8 月 2 日

総務省独立行政法人評価委員会
平和祈念事業特別基金分科会

○常勤役員の俸給月額及び非常勤役員手当の変更について

1 経緯等

「行政改革の重要方針（17.12.24 閣議決定）」において、公的部門における総人件費改革の実行計画等の一環として、各独立行政法人においても国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとされた。

これを受け、独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という）においても、役員報酬について、国家公務員の給与構造の改革を踏まえた改正を行ったところである。

このたび、基金より、平成21年度人事院勧告に準じ、役員報酬基準を下記のとおり変更する旨の届出があったところ。

2 主な変更内容

・常勤役員の俸給月額の変更

理事長：（現行）848,000円 → （改正後）845,000円

理事：（現行）745,000円 → （改正後）743,000円

・非常勤役員手当の変更

（現行）35,300円 → （改正後）35,200円

3 施行期日

- ・平成21年12月1日

○独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程

改正案	現行
<p>(俸給月額)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 <u>845,000 円</u></p> <p>(2) 理 事 <u>743,000 円</u></p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員の非常勤役員手当は、勤務1日につき、<u>35,200 円</u>とする。</p> <p>2 非常勤役員手当は、翌月の16日に支給する。この場合において、第6条第1項ただし書きの規定を準用する。(特別手当)</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。</p> <p>(平成21年12月に支給する特別手当に関する特例措置)</p> <p>2 平成21年12月に支給する特別手当の額は、改正後の独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程第9条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される特別手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、特別手当は、支給しない。</p> <p>(1) 平成21年4月1日(同月2日以後に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日)において役員が受けるべき俸給、特別調整手当の月額の合計額に100分の0.32を乗じて得た額に、同年4月から施行日の</p>	<p>(俸給月額)</p> <p>第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 理事長 <u>848,000 円</u></p> <p>(2) 理 事 <u>745,000 円</u></p> <p>(非常勤役員手当)</p> <p>第10条 非常勤役員の非常勤役員手当は、勤務1日につき、<u>35,300 円</u>とする。</p> <p>2 非常勤役員手当は、翌月の16日に支給する。この場合において、第6条第1項ただし書きの規定を準用する。(特別手当)</p>

属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある役員にあっては、当該月数から役員として在職しなかった期間のある月を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成21年6月に支給された特別手当の額に100分の0.32を乗じて得た額

(経過措置)

3 改正前の平和祈念事業特別基金役員報酬規程第10条の適用を受けていた非常勤役員については、当該非常勤役員が離職するまでの間の手当の額を勤務一日につき 37,700円とする。

(経過措置)

2 平成18年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する役員で、その者の受ける俸給月額が同日において受けていた俸給月額に達しないこととなる役員は、俸給月額ほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

3 改正前の平和祈念事業特別基金役員報酬規程第10条の適用を受けていた非常勤役員については、当該非常勤役員が離職するまでの間の手当額を勤務一日につき 37,800円とする。

○理事長の非常勤役員手当の設定について

1 概要

独立行政法人平和祈念事業特別基金より、役員報酬規程について、非常勤役員の非常勤役員手当に新たに理事長の単価を追加する改正を行った旨の届出があったところ。

2 主な変更内容

- ・非常勤役員の非常勤役員手当について、理事長の単価を追加。
（新）理事長 勤務1日単価 40,200円

3 施行期日

- ・平成22年1月15日

○独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程

改正案	現行						
<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第 10 条 非常勤役員の非常勤役員手当は、<u>次表のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="264 416 766 564"><thead><tr><th>非常勤役員手当</th><th>勤務 1 日単価</th></tr></thead><tbody><tr><td>理 事 長</td><td>40,200 円</td></tr><tr><td>監 事</td><td>35,200 円</td></tr></tbody></table> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、制定の日から施行する。</u></p>	非常勤役員手当	勤務 1 日単価	理 事 長	40,200 円	監 事	35,200 円	<p>(非常勤役員手当)</p> <p>第 10 条 非常勤役員の非常勤役員手当は、<u>勤務 1 日につき、35,200 円とする。</u></p>
非常勤役員手当	勤務 1 日単価						
理 事 長	40,200 円						
監 事	35,200 円						

○特別調整手当の変更について

1 経緯等

「行政改革の重要方針(17.12.24 閣議決定)」において、公的部門における総人件費改革の実行計画等の一環として、各独立行政法人においても国家公務員に準じた人件費削減の取組を行うとともに、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めることとされた。

これを受け、独立行政法人平和祈念事業特別基金(以下「基金」という)においても役員報酬について、人事院勧告に準じ、国家公務員の給与構造の改革を踏まえた改正を行ったところである。

このうち特別調整手当については、人事院勧告に準じ、平成 22 年度まで段階的に引き上げることとしており、今回平成 22 年度については、18%に引き上げる旨の届出があったところである。

2 変更内容

・特別調整手当の変更(東京都特別区に在勤する常勤役員)

(現行) 17% → (改正後) 18%

3 施行期日

平成 22 年4月1日

○独立行政法人平和祈念事業特別基金役員報酬規程

改正案	現行
<p>(特別調整手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特別調整手当の月額、東京都特別区に在勤する常勤役員にあつては、俸給月額に <u>100分の18</u> を乗じて得た額とする。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>(特別調整手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 特別調整手当の月額、東京都特別区に在勤する常勤役員にあつては、俸給月額に <u>100分の17</u> を乗じて得た額とする。</p>